

ジュニア審判員講習会実施要領 (2025/4/1 改定)

静岡県ソフトテニス連盟

審判技術等級委員会・中学生委員会・小学生委員会

【改訂理由・時期】

- ・日本連盟でのジュニア審判マニュアル発行廃止を受け、円滑な講習実施のため県連盟で代替作成するため。
- ・講習会主管団体により、受講料で経費が賸えない事象があるため。

以上から受講料の改定とハンドブック代の新設を行う。(下線部を改定)

- ・令和7(2025)年4月1日実施分から

ソフトテニスはプレーヤーが審判を行うことを原則としており、マナーの面でも審判資格取得は重要であると考えております。県連盟主催大会への参加はジュニア審判資格を必須とさせていただきますが、全会員の資格取得を目指します。

1. 講習会の主管は、各地区協会または中体連支部、県小学生部会とする。

なお、各地区中体連及び小学生部会と、日程、会場、講師等調整するものとする。

2. ジュニア審判講習会の準備、実施要領

参加人数の確認…受講者は、原則として20人以上とする。

- ① 会場の手配
- ② 講師および補助員の依頼…講師(1級審判またはマスターレフェリー)がいない協会等については、他協会等と調整する。(日程調整が必要)
- ③ 受講者受付用名簿(ジュニア審判認定申請書)の作成と審判委員会事務局への連絡

事務局 〒422-8034 静岡市駿河区高松 1911-1 静岡県ソフトテニス連盟

TEL 054-374-0704 FAX 054-374-0806 メール shizusta@na.commufa.jp

→審判委員会事務局で会員登録と照合し、ジュニア審判マニュアル・ワッペン・認定証を送付

事務局 〒422-8034 静岡市駿河区高松 1911-1

静岡県ソフトテニス連盟

TEL 054-374-0704 FAX 054-374-0806 メールアドレス shizusta@na.commufa.jp

- ④ 試験問題等の準備
(試験問題等は、従来のものをご使用ください。変更・追加があれば、別途ご連絡いたします。)
- ⑤ 受講料 800円、認定料 1,000円、ジュニア審判マニュアル代 200円を(計 2,000円)を徴収し、講習会を実施
- ⑥ 開催結果(出欠席等)を事務局へ連絡 メールアドレス shizusta@na.commufa.jp
- ⑦ 受講者より徴収した認定料 1,000円/人・マニュアル代 200円/人(計 1,200円)を県連事務局口座に振込む

ゆうちょ銀行振替 口座番号 00810-8-116011

口座名義 静岡県ソフトテニス連盟

欠席等で余剰のマニュアル・ワッペン・認定証は返却する。

3. 講習会に掛かる費用は、主管団体が受講料 800円で賸うこととする。なお、剰余金が生じた時は主管団体の収入とする。なお、年間を通して不足が生じた場合は、県連と調整する。

- ・講師への謝礼 1日…10,000円

・受付等の事務手続きについては、極力、講師が兼ねるものとするが、受講者が多い場合は、事務補助員を依頼する。 謝礼 1日…3,000円

- ・講師・事務補助員の交通費は県連規定により、自宅からの鉄道運賃を支給する。

- ・講師・事務補助員の昼食は主管団体で用意する。

- ・中学顧問の受講を認めるが認定はできない(ベンチ入りに必要な「受講済証」を交付する、ハンドブックの購入必須)